

# 令和5年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

## 1 目的

令和5年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

## 2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和5年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。なお、審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

## 3 審査委員会の構成等

(1) 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は長野県産業労働部経営・創業支援課長が当たる。また副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

	所属	職名	備考
1	経営・創業支援課	課長	委員長
2	経営・創業支援課	企画幹	1名
3	産業立地・IT振興課	企画幹	1名
4	産業技術課	課長補佐	1名

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

エ 審査日に、やむを得ない理由のため出席できない委員は、その委員の推薦する者を代理出席させることができるが、事前に委員長の了承を得るものとする。

## 4 審査方法等

(1) 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション

(2) 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

## 5 委託候補者の選定方法

別紙「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価を行い、各審査委員の評価点が60点以上、かつ、その合計が最高点となった者とする。ただし、項目ごとの各審査員の評価点の合計が配点上限の4割を満たさないものが一つ以上ある場合は選定しない。

なお、合計点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。

(別紙)

令和5年度信州スタートアップステーション運営事業委託業務  
プロポーザル審査基準表

項目	審査内容	配点
1. 業務実施体制及び相談業務の質	創業・経営資源引継ぎ型創業・女性起業家支援を行う人選及び東北信・中南信の信州スタートアップステーションの運営方針が適切であり、併せて相談業務においても質の高さが見込めること	20
2. 創業セミナー及びワークショップの内容	講師及びテーマが適切であり多くの参加者が見込めること	10
3. アクセラレーションプログラムの内容	支援対象企業の成長加速化に効果が見込めること	10
4. 女性起業家支援業務の内容	女性起業家特有の課題を的確に捉え、それを踏まえた相談窓口やコミュニティ構築の方法が的確であり、女性起業家支援に効果が見込めること	15
5. 信州SSファンドへの支援内容	信州SSファンドの投資対象企業の支援に効果が見込めること	5
6. 信州ベンチャーサミット/コンテストへの参画内容	信州ベンチャーサミット/コンテストの趣旨を理解し、イベント成功への寄与が見込めること	5
7. 創業支援情報の発信内容及び啓発物品	構築するポータルサイトが利用者に対する情報発信手段として高い効果が認められ、また、啓発物品の内容・デザイン等も優れていること	10
8. 信州創業応援プラットフォーム会議や金融機関等との連携及び先輩起業家との交流	信州スタートアップステーションが関わることで地域の支援体制構築が見込め、先輩起業家との有意義な交流が期待できること	5
9. 類似事業の履行実績	類似事業の履行実績などから、業務運営を円滑に行うことが見込まれること	5
10. 支援対象者や企業の個人情報管理・保管方法	管理・保管方法が適切であること	5
11. 業務に要する経費及びその内訳	費用が適正な価格となっていること	10
合計		100